

## **[事案 29-125] 契約無効請求**

・平成 30 年 3 月 15 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の虚偽説明により誤信して申込みをしたことを理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 21 年 6 月に契約した 2 件の終身保険、2 件の米ドル建養老保険および平成 22 年 5 月に契約したユーロ建養老保険、低解約返戻金型定期保険について、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成 21 年 6 月に契約した 4 件の契約について、1,000 万円を原資として老後に備えたいとの要望を伝えたところ、A 募集人が、保険料を 2 回支払えば提案どおりの保障が受けられるかのような虚偽の説明をして、自分を誤信させて契約を締結させたことは、詐欺にあたる。
- (2)平成 22 年 5 月に契約した 2 件の契約について、4 件の既契約の契約内容を確認した B 募集人が、分散投資と見直しを勧め、保険料を最低 2 回支払えば提案どおりの保障が受けられるかのような虚偽の説明をして、自分を誤信させ、契約を締結させたことは、詐欺にあたる。
- (3)募集人らの提案の保障を受けるには、長期間、高額な保険料を支払わなくてはならないのに、2 回の保険料の支払いで提案された保障が受けられると錯誤した。
- (4)募集人らによる虚偽ないし極めて不正確な説明は、保険業法の説明義務に違反する。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人らは、保険料払込期間について、保障内容や解約返戻金額とその推移等を記載した設計書に基づき説明している。
- (2)申立人が署名した申込書には保険期間、保険料払込期間、保険金額、保険料等が記載されており、申立人は保障内容を把握していた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人はすでに保険会社を退職しており、事情聴取を実施できなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人らが虚偽の説明を行ったとは認められず、申立人には錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと認められるが、合計保険料と申立人の契約当時の年収を比較すると、保険料の支払いを継続できないことは明らかであるため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。